○狛江市契約における暴力団等排除措置要綱

平成25年３月29日要綱第46号

改正

平成29年３月23日要綱第21号

令和５年３月29日要綱第65号

狛江市契約における暴力団等排除措置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、狛江市（以下「市」という。）が発注する売買、賃借、請負その他全ての契約（以下「契約」という。）から暴力団等の介入を排除するための措置について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　入札参加資格　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４及び第167条の５に規定する一般競争入札の参加資格並びに同令167条の11に規定する指名競争入札の参加資格をいう。

（２）　入札参加資格者　入札参加資格を有する者をいう。

（３）　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。次号において「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

（４）　暴力団員等　法第２条第６号の暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

（５）　暴力団等　第３号に規定する暴力団及び前号に規定する暴力団員等をいう。

（６）　公共法人　法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第５号に規定する法人をいう。

（７）　公益法人等　法人税法第２条第６号に規定する法人をいう。

（入札参加排除措置）

第３条　市長は、警察からの情報提供等により、入札参加資格者が別表に定める措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、当該各項に定める入札参加除外期間が経過

するまでの間、当該入札参加資格者といかなる契約も締結しない措置（以下「入札参加排除措置」という。）を採るものとする。

2　市長は、前項の入札参加排除措置を採るときは、狛江市指名業者選定委員会規則（昭和43年規則第10号）第１条に規定する狛江市指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）の議を経るものとする。ただし、措置要件に該当することが明らかであり、市長が委員会の審議は必要ないと認めるときは、当該審議を経ずに入札参加排除措置を採ることができる。

3　市長は、前２項の規定により入札参加排除措置を採ることが決定したときは、当該入札参加排除措置を受ける者（以下「入札参加排除者」という。）に、狛江市入札参加排除措置決定通知書（第１号様式）により通知するものとする。

4　市長は入札参加排除措置を採ったときは、入札参加排除者の商号又は名称、入札参加排除措置の理由及び入札参加排除措置の期間を公表するものとする。

（入札参加排除措置の解除）

第４条　市長は、入札参加排除者に対して入札参加排除措置を採った日から、別表に定める期間を経過し、かつ、当該入札参加排除者から狛江市入札参加排除措置解除申請書（第２号様式。以下「申請書」という。）の提出があり、別表に定めるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加排除措置を解除することができる。

2　前項の場合において、市長は、申請書を提出した入札参加排除者に対し、別表のいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面の提出を求めることができる。

3　市長は、第１項の規定により入札参加排除措置の解除を決定したときは、当該申請書を提出した入札参加排除者に、狛江市入札参加排除措置解除決定通知書（第３号様式）により通知するものとする。

4　市長は、入札参加排除措置を解除したときは、入札参加排除措置を解除される者の商号又は名称、当該入札参加排除措置を解除する旨を公表するものとする。

（勧告措置）

第５条　市長は、第３条に規定する入札参加排除措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、審議の対象となった入札参加資格者に対し、必要な措置を採ることを勧告することができる。

２　前項の規定による勧告は、狛江市暴力団等排除措置に関する勧告書（第４号様式）により行うものとする。

（入札参加資格の審査における排除）

第６条　市長は、入札参加資格の審査にあたり、措置要件に該当する者の入札参加資格を認めてはならない。

（一般競争入札からの排除）

第７条　市長は、一般競争入札の実施にあたり、入札参加排除者の一般競争入札への参加を認めてはならない。

２　市長は、一般競争入札への参加を認めた者が契約締結までの間に入札参加排除措置を受けたときは、当該一般競争入札への参加を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

３　市長は、前２項に規定する措置を、あらかじめ狛江市契約事務規則（昭和39年規則第８号。以下「規則」という。）第８条に規定する公示において周知するものとする。

４　市長は、第２項の規定により一般競争入札への参加を取り消したときは、当該入札参加排除者にその旨を通知する。

（指名競争入札からの排除）

第８条　市長は、指名競争入札の実施にあたり、入札参加排除者を指名してはならない。

２　市長は、指名を受けた者が契約締結までの間に入札参加排除措置を受けたときは、当該指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

３　市長は、前項の規定により指名を取り消したときは、当該入札参加排除者にその旨を通知する。

（随意契約からの排除）

第９条　市長は、やむを得ない場合を除き、入札参加排除者を随意契約の相手方としてはならない。

（下請負等の禁止等）

第10条　市長は、入札参加資格の有無に関わらず措置要件のいずれかに該当する者が、市が発注する契約に関する業務の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）を行い、又は受託（二次以降の受託を含む。以下同じ。）することを承認してはならない。

（契約の解除）

第11条　市長は、市が発注する契約の相手方が入札参加排除措置を受けた場合に、当該契約の解除及び違約金の請求ができるよう契約条項を整えるものとする。

（不当要求に対する措置）

第12条　市長は、市が発注する契約の相手方が当該契約の履行にあたり、暴力団員等又はこれに限らず当該契約の履行に関し行われる妨害行為又は下請参入その他の不当な要求（以下「不当要求」という。）を受けたときは、速やかに報告を求めるとともに、警察へ届け出るよう指導しなければならない。

２　市長は、市が発注する契約の相手方が直接又は間接に指揮、監督を行うべき下請負人又は受託者（以下「下請負人等」という。）が、暴力団員等又はその関係者から不当要求を受けたときは、前項と同様の措置を採るよう、当該契約の相手方が指導をするよう求めるものとする。

３　市長は、市が発注する契約の相手方又は下請負人等が前２項の不当要求を受け、当該契約の履行の遅延等が発生するおそれがあるときは、当該契約の相手方が前２項に定める適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

（誓約書）

第13条　市長は、契約における暴力団等排除に向けた取組を実効性のあるものとするため、契約担当課にて契約を締結する契約のうち委員会に付議するものについては、契約の締結までに当該契約の相手方から暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する誓約書（第５号様式）を徴取するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（１）　国、地方公共団体、公共法人又は公益法人等を相手方として契約を締結するとき。

（２）　前号に掲げるもののほか、当該契約の相手方が暴力団等でないことが明らかであり、市長が誓約書を徴取する必要がないと認めるとき。

（共同企業体等への準用）

第14条　第３条から前条までの規定は、入札参加排除者を構成員とする共同企業体及び事業協同組合について準用する。

（関係機関との連携）

第15条　市長は、この要綱の運用にあたり、警察その他の関係機関と密接な連携を図るものとする。

２　市長は、前項の連携を図るにあたり収集した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び相互の連絡協議体制確立のため警視庁との間に締結する狛江市契約における暴力団等排除に関する合意書に基づき、適正な管理を行わなければならない。

（委任）

第16条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この要綱の施行に際し必要な準備行為については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付　則（平成29年３月23日要綱第21号）

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

付　則（令和５年３月29日要綱第65号抄）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

措置要件	期間
１　暴力団員等が経営に実質的に関与 入札参加資格者である個人又は法人の役	入札参加排除措置をした日から24月。ただし、当該期間の経過後も措置要件が解消さ

員が、暴力団員等である場合又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	れないときは、当該措置要件が解消されたときまで。
2　暴力団員等の雇用 入札参加資格者が暴力団員等を雇用していると認められるとき。	入札参加排除措置をした日から12月。ただし、当該期間の経過後も措置要件が解消されないときは、当該措置要件が解消されたときまで。
3　暴力団員等への不当供与 入札参加資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、暴力団員等に対して資金等の利益を与え、又は便宜を供与していると認められるとき。	入札参加排除措置をした日から12月。ただし、当該期間の経過後も措置要件が解消されないときは、当該措置要件が解消されたときまで。
4　暴力団等を利用 入札参加資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。	入札参加排除措置をした日から12月。ただし、当該期間の経過後も措置要件が解消されないときは、当該措置要件が解消されたときまで。
5　暴力団等と社会的に非難される関係 入札参加資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	入札参加排除措置をした日から12月。ただし、当該期間の経過後も措置要件が解消されないときは、当該措置要件が解消されたときまで。
6　暴力団関係業者との下請契約等 入札参加資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、下請契約その他の契約の締結にあたり、当該契約の相手方が前	入札参加排除措置をした日から12月。ただし、当該期間の経過後も措置要件が解消されないときは、当該措置要件が解消されたときまで。

各項のいずれかに該当するものと知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	
7　再度の勧告措置 入札参加資格者が、第５条に規定する勧告措置を受けた日から１年以内に、再度勧告に相当する行為をしたとき。	入札参加排除措置をした日から12月。ただし、当該期間の経過後も措置要件が解消されないときは、当該措置要件が解消されたときまで。

第１号様式から第５号様式まで（省略）